第12号様式

9.0センチメートル

|  |
| --- |
| 第　　　　　号写真貼り付け箇所身分証明書所属職名氏名年　　月　　日生有効期限　　　　　　年　　月　　日上記の者は、砂防法第23条第１項の規定に基づき、砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入る職員であることを証明します。年　　月　　日発行高知県知事 |

備考　１　写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメートルとする。

6.0センチメートル

２　この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

３　この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

|  |
| --- |
| 砂防法（抜粋）**第２条**　砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス**第23条**　砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ鄰接スル土地ニ立入リ又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得②　略**高知県砂防指定地管理規則**（抜粋）（土地への立入りの際の身分証明書の提示）**第13条**　砂防法第23条第１項の規定により知事又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者が、砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入るときは、別記第12号様式による身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。 |